

# 旧優生保護法下での強制不妊手術被害者による 裁判がはじまります！

2018年3月28日、旧優生保護法下で不妊手術を強制された宮城県の女性が、国に補償を求める全国初の裁判がはじまります。

1948年に制定され1996年に母体保護法に改定されるまで間、この法律による強制不妊手術の被害者は約1万6500人とされています。

長年、優生保護法の人権侵害を問題にして、被害者と一緒に国に謝罪と補償を求めてきた私たちにとって、この裁判は非常に重要な局面であると考えています。ぜひ裁判の傍聴席を満席にしたいと思いますので、ぜひ来てください。

また、この裁判の内容や争点の説明をするために、公判のあと報告会を行います。優生手術被害者の支援活動に賛同する方々にぜひご参加いただきたいです。支援者がたくさんいることを世の中の人に知ってもらうことで、問題の重大さを伝えることにもつながります。

平日の日中というお忙しい時間ですが、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくはCIL たすけっと事務局までお問い合わせください。

## 1・第一回公判

日 時：2018年3月28日（水）10：30～（集合10：00）  
場 所：仙台地方裁判所 大法廷

## 2・報告会

日 時：同日 11：00～（開場10：30）  
場 所：仙台弁護士会館 4階大会議室  
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18  
内 容：訴訟内容、裁判の争点を説明、今後のスケジュール等

連絡先：CIL たすけっと

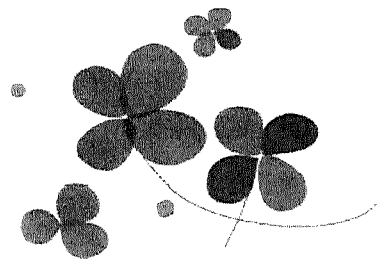
〔電話〕022-248-6054 〔FAX〕022-738-9501

〔Mail〕cil-tasuketto@k6.dion.ne.jp

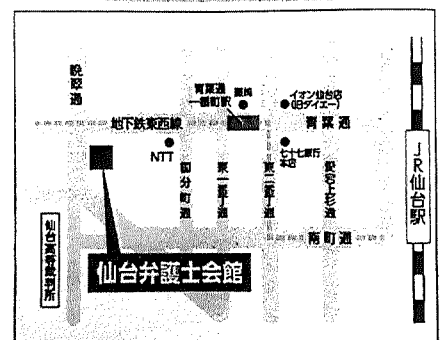
呼びかけ人：CIL たすけっと

優生手術に対する謝罪を求める会

旧優生保護法弁護団



会場地図



●地下鉄・東西線「青葉通一番町駅」下車  
南1番出口から 徒歩約5分

### ◆旧「優生保護法」とは

「不良な子孫の出生を防止する」と、「母性の生命健康を保護する」ことを目的として1948年に制定された法律。遺伝性疾患や知的障害、ハンセン病の患者などへの不妊手術のほか、刑法墮胎罪の例外規定としての人工妊娠中絶を認めていた。障害者や女性の権利を侵害する差別的な法律であると批判を受けて96年に「母体保護法」に改定された。

この法律による不妊手術は、記録に残っているものだけで約2万5000件で、そのうち本人の同意を得ていないものが約1万6500件にのぼる。